

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1 (略) 第2 実費弁償 規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>23,000円</u>以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり <u>17,100円</u>以内 ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>15,300円</u>以内 エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,800円</u>以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,900円</u>以内 カ 大工 1人1日当たり <u>27,400円</u>以内 キ 左官 1人1日当たり <u>27,200円</u>以内 ク とび職 1人1日当たり <u>27,600円</u>以内 (2)・(3) (略) 2 (略) 第3 (略)	第1 (略) 第2 実費弁償 規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>22,400円</u>以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり <u>16,900円</u>以内 ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>14,700円</u>以内 エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,500円</u>以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,700円</u>以内 カ 大工 1人1日当たり <u>24,800円</u>以内 キ 左官 1人1日当たり <u>25,100円</u>以内 ク とび職 1人1日当たり <u>26,100円</u>以内 (2)・(3) (略) 2 (略) 第3 (略)